全日本柔道連盟 ID 柔道試合審判特別規程

第1条 目的

海外における知的障がい者(以下、ID)の試合は、国際柔道連盟試合審判規則並びにスペシャルオリンピックス柔道公式スポーツルール、または第 1 回世界知的障害者柔道大会で採用した障害者柔道試合審判規則に則って行われている。しかしながら、国内の大会では、安全面、並びに柔道の理念を第一に勘案し、両規則を基本軸におきながら、本特別規程(ID柔道審判特別規程)を策定することとした。規程策定の理念を遵守し、安全を第一に試合の実施・運営を図らなければならない。

第2条 審判員の判断(義務と権利)

審判員が試合者の一人もしくは両者の安全が危ぶまれる状況と判断する場合、審判員は すぐに試合を止めるか、または中断させて必要な対策を取る。審判員は、選手相互の試合 中の行動を常に監視し、適切な措置、あるいは罰則措置を行う義務と権利を有する。

第3条 試合時間、試合運用

試合時間は、大会の性質並びに参加者の状況を鑑みて大会ごとに定めることが出来る。

- 2. ゴールデンスコア (延長戦) 方式を取らずに判定によって勝負を決することができる。
- 3. 試合の性質並びに参加者の状況を考慮して引き分けを採用することができる。

第4条 コーチによる支援

原則として、試合者は単独で試合場に入らなければならない。しかしながら、重複障がいのために支援が必要と大会委員会で認められた場合は、コーチは審判員(副審)とともに試合者の支援をすることができる。

(注:審判の許可なしには誰も試合場内に入ることはできない。)

第5条 開始の姿勢

試合者は、参加申込書に明記した試合開始方法【"立技(立姿勢での開始)"か"寝技(膝立ちまたは座っての開始)"】に則り、試合を開始しなければならない。

- 2. 試合を始める際、寝技から始める場合には、次の2つの姿勢がある。
 - ①膝立ちの姿勢
 - ②隣り合って座り、手を基本的な"組み方"にし、脚は前に投げ出す姿勢。
- 3. 障がいのために寝技から始めなければならない試合者の場合、対戦相手が、通常の 立ち姿勢から始めることが可能であっても、双方寝技から始めることとする。
- 4. 安全のため、審判員が立技から始めるべきではないと判断した場合、審判員はいつでも寝技から始めさせることや、立技から試合を開始する予定であっても寝技から始めさせることに切り換えることができる。その際、試合者とコーチは、審判員の決

定に従わなければならない。

- 5. 寝技で開始した試合は、寝技での試合を続けなければならない。
- 6. 試合が寝技で始まっても、または寝技に切り換えられた場合でも、寝姿勢からの投 技で得点を得ることが可能である。この場合において第6条 禁止技の6項及び8 項を適用する。
- 7. 寝技を選択した試合の場合、対戦相手をまっすぐに後方へ押すことは認めなられない。
- 8. 試合開始が、「立技」、「寝技」に関わらず、審判員は、試合者の頭部や頸部がロック され負傷につながるような状態を看過することのないように注意を払わなければな らない。特に、試合者の首が絞まった状態に陥る、あるいはその状態が予期される 場合は、審判員は直ちに「待て」をかけなければならない。

第6条 禁止技

捨身技を禁止とする。捨身技とはすべての真捨身技及び横捨身技をいう。また、不 可抗力によってバランスを崩し、自ら倒れながら技を施した場合も含む。

- 2. 関節技は全て禁止とする。また、故意ではないものの、関節技が極まりそうな場合は、直ちに「待て」とする。
- 3. 絞技は全て禁止とする。また、故意ではないものの、絞技が極まりそうな場合は、 直ちに「待て」とする。
- 4. 三角絞は禁止であるが、抑技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす危険な動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、直ちに「待て」とする。
- 5. 片方の膝、または両膝をついて投げることを禁止とする。但し、片膝や両膝を畳につかずに投げようとしたが、不可抗力によって膝が畳についてしまったため、投げを中断した場合、双方に危険が生じていない場合は抑技に移行できる。
- 6. 技をかけた後、相手の上に倒れることを禁止とする。「技をかけた後、相手の上に倒れること」とは同体で倒れる場合のみならず、多少の時間差があったとしてもしっかりとした投げの動作が認められずに相手の上に倒れることも含む。但しバランスを維持し、投げる動作が完了した後に抑技に移行する場合を除く。また、この際にも相手の上に一気に体を倒れ込むことは禁止する。
- 7. 対戦相手の頭部や頸部を危険にさらす全ての技、並びに行為を禁止する。「対戦相手の頭部や頸部を危険にさらすような技、並びに行為」とは、立技、寝技の組み手を含む攻防によって頭部や頸部に圧力をかけることを示す。また、対戦相手の身体を持ち上げ頭部等から落とすことも禁止するとともに、その可能性を審判員が予期した場合、直ちに「待て」とする。
- 8. 立技において以下の技及び動作を禁止する。
 - ①腰車、首を抱えての投げ技、逆背負投(通称)の様な技、巻き込み技。

- ②両袖を持って掛ける技を施すこと。
- ③投げられた際、受は取にぶら下がるようにして、倒れながら取を引きこむこと。
- 9. 抑技において以下の技は禁止とする。
 - ①本袈裟固(袈裟固に名称変更、以下袈裟固とする)を施すこと。また、袈裟固を施した場合は「待て」とする。
 - ②崩袈裟固のうち枕袈裟固(通称)等を施した際に頭部や頸部に圧力をかけること。 また、圧力がかかった場合は「待て」とする。
 - ③縦四方固を施した際に対戦相手の頭部、頸部に圧力をかける。また、圧力がかかった場合は「待て」とする。
 - ④さらに、受の頭部や頸部を制御するような技及び動作で、対戦相手の頭部、頸部 に圧力をかけること。また、圧力がかかった場合は「待て」とする。

第7条 大会体制

クラス分けによって同じ階級の選手がいない場合は、ボランティア等を同じ組 に入れることが出来る。尚、クラス分けの方法は、別表1のとおりとする。

- 2. 同じ階級の選手5名までの出場の場合は、原則として総当たり戦を実施するが、参加者の障がいの状況によってトーナメント戦に代用することもできる。
- 3. 同じ階級に6~8名の選手がいるときは、原則としてA組とB組(3人+3人、4人+3人、4人+4人)のように2つの組に分けられ、その組の中で総当たり戦を行う。 更に、2組での試合が終わった後、それぞれの上位2位が最終ブロックで戦う。最終ブロックは、Xパターン(A1vsB2、B1vsA2)により準決勝に進出を決めるエレメンタリーノックアウト形式で行われる。準決勝の勝者は決勝戦に進出する。 A組同士、もしくはB組同士が決勝で当たった場合再度戦い、予選での試合結果に関係なく、決勝戦で勝った方が優勝となる。但し、参加者の障がいの状況に応じてトーナメント戦に代用することもできる。
- 4. 1つの組の2人の選手が引き分け(同じ勝ち点かつ同じポイント)た場合、両者とも1位~3位にふさわしければ、両者のリーグ戦内の対戦での勝者が上位になる。

4人リーグ										
	а	b	С	d	勝敗	順位				
а		\triangle	0	0	2勝1敗	2				
b	0		0	Δ	2勝1敗	1				
С	Δ	Δ		•	1勝2敗	4				
d	\triangle	0	Δ		1勝2敗	3				

a・bは引き分け(同じ勝ち点かつ同じポイントであるが 直接対決でbが勝利しているためbが上位となる。 5.1つの組の3人の選手が引き分け(同じ勝ち点かつ同じポイント)た場合、両者とも 1位~3位にふさわしければ、両者のリーグ戦内での対戦での勝者が上位になる。

5人リーグ											
	а	b	С	d	е	勝敗	順位				
а		\circ	0	\triangle	\triangle	2勝2敗	1				
b	\triangle		0	0	\triangle	2勝2敗	2				
С	\triangle	\triangle		0	0	2勝2敗	3				
d	•	Δ	\triangle		0	2勝2敗	4				
е	•	•	Δ	Δ		2勝2敗	5				

aとbとcは引き分け(同じ勝ち点かつ同じポイント)であるが直接対決でaがb、cに勝利しているためaが上位となる。また、bはcに直接対決で勝利しているためbが上位となる。

- 6. リーグ戦で順位を決定することが出来ない場合は、再試合、抽選などにより順位を決定する。また、同率の順位を設けることもできる。方法は主催者で決定する。
- 7. 選手がその組でのいくつかの試合に出場できない、または参加を望まない場合、その選手のそれまでの結果は考慮されず、対戦相手にも勝敗のカウントはされない。

第8条 医療的な制限

環軸椎不安定(亜脱臼)性がある選手は大会に出場できない。

第9条 柔道衣と用具

クラス分けや試合において、試合者は白い柔道衣を着る。

- 2. 試合者は規程に合った自分の帯を締める。両試合者の区別のため主催者が用意した帯を自分の帯の上に締める。
- 3. 柔道衣は清潔にし、広告やしるしなど何も装飾されていないこと。
- 4. 主催者は、(運営者が許可した場合)必要であれば柔道衣の背部の適切な位置にゼッケンを縫い付けさせる。試合者はそれに従う義務がある。ゼッケンは、クラス分けと試合において、簡単に区別できるものでなければならない。
- 5. 女性は柔道衣の下に、白色、丸首、半そでTシャツ及び主催者が認めたTシャツを 着用しなければならない。男性も主催者が認めた場合はTシャツを着用することが できる。

第10条 マットエリア

主催者は試合がスムーズ進行できるように、必要な物を準備し試合場を設営しなければ

ならない。

- ・スコアボード
- ・試合用時計
- ·係員用机、椅子
- ·副審用椅子:2脚
- ・試合者用赤帯と白帯
- ・試合者のコーチ用の椅子など

第11条 罰則・禁止事項

禁止されている技を故意に施した場合はレベルにかかわらず禁止行為について説明を した後、1度目から「指導」とする。「指導」の上限は3回とし、3回目の「指導」は 「反則負け」とする。但し、審判の説明を理解できないと判断した場合、審判は、指導 の内容についてコーチを介して説明をさせても良い。

- 2. 禁止されている技によって相手に危険が生じた場合は技を掛けた選手は「反則負け」 (次の試合に出場できる)、技を受けた選手は「勝ち」となる。
- 3. 投げられる際、受が倒れまいと取に対して故意に抱きつく行為やぶら下がるような 行為をした場合は、引き込んだ選手(受)を「反則負け」(次の試合に出場できる) として、引き込まれた選手(取)は「勝ち」となる。
- 4. その他の禁止行為はまず説明され罰則は与えない。同じ行為でもう一度繰り返した場合「指導」が与えられる。ただしレベル3以下には罰則は与えられない。

第12条 怪我

禁止されている技や動作によって、試合者が負傷した場合や試合が続けられない場合は、負傷を負った試合者の勝ちとする。

- 2. 負傷は、原則として救護担当者(医師)によって畳の上で処置され、医師が必要とする場合、試合者のコーチが補助することができる。
- 3. 軽微な負傷の場合は、医師のところへ一方の副審が付添い処置を受ける。
- 4. 選手が投げられた際に畳に頭部を打った場合は、頭部を打った試合者が「負け」となる。
- 5. 同じ怪我を治療できる回数に制限はない。

第13条 掴むこと/触れること

立ち姿勢において、手または腕で相手の帯から下を攻撃・防御したときは、動作について 説明を行ない、繰り返された場合レベル 1 及びレベル 2 については指導を与える、レベ ル 3 以下には指導を与えない。

第14条 試合場

試合場並びに役員等については試合規模等に応じて主催者が決定する。

第 15 条 附則

この申し合わせは、令和2年10月22日より実施する。

尚、本規程の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、理事会の承認を 得て行う。

別表1.クラス分け(レベルは以下の項目により細かく分けられる)

- (1) 性別:男・女
- (2) 年齢:主催者は選手が可能な限り、公平かつ安全に適切な試合ができるように 年齢基準を細かく分ける権利を有する。
- (3) 体重:男子(-60kg,-66kg,-73kg,-81kg,-90kg,-100kg,+100kg)女子(-48kg,-52kg,-57kg,-63kg,-70kg,-78kg,+78kg)主催者は、公平かつ安全に適切な試合ができるように、大会ごとに体重別階級をつくる権限を有する。
- (4) スキル:体力,柔道技術,試合の理解,危険の予測,相手の動作の予測,反応等 ア スキルレベルは、競技目的ではなく、趣味や学校の授業などで柔道を行っている 障がいのない選手と比較する。
 - イ スキルレベルは、当該選手の指導者が、下記のレベルの中から選択して申し込みを行う。
 - a.レベル1: とても優れた柔道の技術を有しており、上記のような選手と同等に 試合することができる。また力強い動作と素早い反応ができ、試合中 に戦術を組み立てることができる。
 - b.レベル2: 障がいのない選手と乱取を同等に行うことができる程度の技術を有している。多少動作のスピードや力強さに欠けるが、かなり素早い反応ができ、試合を理解できている。
 - c.レベル3: 障がいのない選手と乱取を楽しむことができる。動作やスピード感に 多少の力強さはあるが、反応がやや遅く、試合を理解していない。
 - d.レベル4: 障がいのない選手と乱取を楽しむことができるが、彼らの補助を必要とする。多少技術はあるものの、素早い動作や反応ができず、試合を理解していない。
 - e.レベル5: 障がいのない選手と遊び感覚で楽しむ程度の乱取はできるが、彼らの本格的な補助を必要とする。柔道スキルはなく受動的である。